

東御市公金事務取扱に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と長野県労働金庫（以下「乙」という。）は、平成18年4月1日に締結した東御市収納代理金融機関事務取扱に関する契約書に基づき、公金取扱事務手数料に関し次のとおり協定する。

（口座振替手数料）

第1条 甲は、乙に対し口座振替事務手数料として、取扱種目ごとに一口座当たり年35円を、乙の請求により支払うものとする。

2 乙は、毎年当該年度の3月末日までに取扱われたものについて、4月末日までに甲に請求するものとする。

3 将来、取扱事務コスト等を勘案し、甲・乙協議のうえ上記手数料を改定することができるものとする。

（協定の期間等）

第2条 この協定の実施期間は、平成18年4月1日からとする。

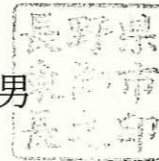
この協定書の締結を証するため正本2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 長野県東御市県281番地2

東御市長

土屋哲男



乙 長野市県町523番地

長野県労働金庫
理事長

鱈川晴夫

